

# 市民公益活動推進指針

## 第 2 期実施計画

(平成 24 年～平成 28 年)



平成 24 年 4 月

富田林市



## 1. 第1期実施計画の総括

### <経過>

市民公益活動推進指針第1期実施計画は、平成18年に策定された「富田林市市民公益活動推進指針」を基に、平成20年に3年間の期間を設定して作られたものです。

この計画は、本市の第4次総合計画にうたわれている「人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり」を実現するために、狭義のNPOのみならず、地縁団体や既存公益団体も共につくる協働を視野に入れ、指針を市民参加と協働の視点から具体化することを目的としました。

その内容は、平成20年度～22年度の、概ね3年間を目途に実現すべき重点施策として、(1)市民公益活動の支援方策(2)市民との協働の方策(3)市民公益活動推進と協働のための体制強化を挙げ、今後検討が必要な課題を提起しています。

⇒ P10 図1「市民公益活動と協働の施策方針策定の経過」参照

以下、この3年間の進捗状況を成果と不十分点、課題という観点から総括します。

### <成果>

#### (1) 特定非営利活動法人(NPO法人)等、市民公益活動団体の増加と活動の活発化

実施計画を実施した3年間に、市内に事務所を置くNPO法人数は27団体から36団体に増加し、市民公益活動支援センターに登録した市民公益活動団体の数も46団体から61団体に増加しました。実施計画によって実施された様々な取り組みによって富田林市内における市民活動は確実に増加・活発化していると考えられます。

⇒ P11 資料1「市内NPO法人数」「支援センターの登録団体数」参照

#### (2) 市民公益活動団体と市との協働事業の増加と整理

大阪府の「市町村ボランティア・NPOに係る方策等の状況調査」によれば、平成22年度末現在で市民公益活動団体と行政との協働事業は、業務委託や補助金交付、共催、実行委員会等132事業あり、市民への啓発や市職員への研修等によって理解が進み、市の業務を協働事業として展開することへの意識が進展していると考えられます。また、この期間に「市民公益活動団体との協働事業チェックマニュアル」を試行実施し、協働事業の評価対象や評価基準について検討すべき点が明らかになりました。

#### (3) 市民公益活動支援センターの定着と発展

平成17年に開設した市民公益活動支援センターは、実施計画を実施した3年間に、利用者が1.8倍に、登録団体も1.3倍に増加し、市民の間でその存在が定着してきましたが、相談や講座等のソフト事業を十分に展開できない、市南部や金剛・金剛東地区からのアクセスが不便等の問題があり、平成23年度に指針による市民主体のセンターを目指し民間委託し、ネットワーク型支援センターとして発展的にリニューアル

ルすることになりました。

#### <不十分点>

##### **(1) 市民・市職員双方のコミュニケーションと共通認識の不十分さ**

指針を具体化するためには、その前提として市民・市職員双方の良好なコミュニケーションと協働に対する共通理解が必要です。しかし、この期間中そのようなことを醸成する機会が十分でなかったことは否めません。結果として、十分な共通理解のないまま課題が達成できなかった項目が出てきました。

##### **(2) 具体的な市民公益活動支援制度の確立の遅れ**

実施計画で、新しい補助金制度の確立や評価制度の確立など、具体的な目標を掲げながら制度を確立できていない項目があります。それは(1)の不十分さに加え、協働の現場や市民公益活動団体の実態を十分把握し分析できておらず、現実的な計画を提案できなかった結果だと考えられます。

##### **(3) 市民協働を担う人材育成の遅れ**

市民公益活動支援センターでの市民向け講座や市職員向け研修を実施しましたが、市民公益活動団体と行政の立場を理解し、双方の力を引き出して協働事業を率先して引っ張っていくリーダー的人材の育成はまだ十分とはいえません。

##### **(4) 地縁型市民公益活動団体とテーマ型市民公益活動団体との協力関係の未構築**

指針では、地縁型市民公益活動団体とテーマ型市民公益活動団体がそれぞれの特性を生かしながら、協力してより効果的な活動を展開することを想定していますが、現段階ではまだ十分な協力関係が構築されていません。

#### <課題>

##### **(1) まちづくりに市民参加・協働が当たり前となる市民・行政の土壌作り**

指針に示された協働を進めていくためには、市民同士、市民と市職員が積極的にコミュニケーションを行って協働に対する共通認識を深め、共に課題に取り組んでいくことが必要です。市民公益活動や団体に関する情報を積極的に収集・活用・広報し、地域集会や出前講座、シンポジウム等課題に応じて交流の機会を積極的に作っていくことが求められます。



- P5 3. A(2) 市民公益活動団体情報の収集・活用・広報
- P5 3. A(3) 市民公益活動を担う人材の育成
- P9 3. C(5) 市民シンポジウムの開催 参照

## (2) 地域課題の解決に市民公益活動団体が活躍し、市と協働できる仕組みの確立

少子・高齢化や人口減少（P11 資料1「富田林市の年齢別人口推移」参照）、地域課題の複雑化等に対し市民公益活動団体の果たす役割が期待されている中で、その力を十分に発揮できるような新しい支援制度が必要になっています。第2期実施計画では、協働の現場や市民公益活動団体の実態を十分に配慮しながら具体的な制度確立が必要です。

- ⇒ P6. 3. B(1) 地域の主体性と活性化を促進する制度の確立
- P7. 3. B(2) 協働事業評価制度の実施
- P8. 3. B(3) 指定管理者制度、委託契約制度における市民協働の研究と検討  
参照

## (3) 中間支援組織としての市民公益活動支援センターの役割の拡大と自立化

平成23年度に市民公益活動支援センター事業は民間委託となりましたが、今後も民間活力を生かしながら、より専門的な対応と市民公益活動のネットワーク化、団体と行政とのコーディネートを行う中間支援組織としての役割が期待されます。また、支援センターも一つの市民公益活動団体として、事業活動等も積極的に展開し、将来的には財政的に自立できることが望まれます。その際、民間団体としての支援センターと行政との役割分担をより一層明確にしなければなりません。

- ⇒ P4. 3. A(1) 市民公益活動支援センターの中間支援組織としての充実 参照

## 2. 第2期実施計画の基本的考え方

以上の第1期実施計画の総括を踏まえ、第2期実施計画は次のような基本的考え方によって実施していきます。

なお、ここ数年、長引く不況、東日本大震災と原発事故による自然災害や環境に対する不安等、社会状況や国民の意識は大きく変化し、富田林でも少子・高齢化、人口減少が進み、地域をめぐる状況も大きく変化して、それに対応する地方自治・地域主権のあり方も問われています。このような急激な社会変動を考慮に入れ、それに対応する実施計画にするため、1年の検討期間を経て平成24年度を実施計画の開始年度とします。

- (1) 第4次総合計画の「みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち富田林」を実現するために、「人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり」の取り組みの一環として実施計画を位置づけ、よりよい市民協働を進めていくための具体的な施策とその実現の方向性を明らかにします。
- (2) 「市民公益活動推進指針」では「協働」を行政や様々な市民公益活動団体等がそれぞれの特性を活かしながら、共通する課題の解決や目的達成のため、協力してま

ちづくりを行うこととしています。現在、少子・高齢化や人口減少という社会状況の中で、地域に複雑な課題が山積しており、協働の基本的なテーマはこれらの課題を解決し、地域を中心に活気あるまちづくりを進めていくことだと考えられます。NPO等のテーマ型市民公益活動団体もその活動の場は地域です。従って第2期実施計画では、市民参加を通じて、地縁団体やNPOが地域課題の解決に向け協力して具体的に取り組むことができる仕組みづくりに重点を置きます。

⇒ P12 図2. 現在の市民公益活動推進と協働の状況

P13 図3. 市民公益活動推進指針第2期実施計画案による事業イメージ図

参照

- (3) 総括で見られるように、本市においてはまだまだ協働の基盤が十分でない中で、一定の成果を得るまでには3年では短く、第2期実施計画では5年間の期間を通じた計画にします。しかし、長期になることによって社会情勢の変化、計画の不整合等が明らかになることも考えられるので、毎年、市民や現場の意見を反映する機会を設け、より現実的な計画にするよう努めます。

⇒ P14 付表 市民公益活動推進指針第2期実施計画の行程計画表 参照

### 3. 第2期実施計画の内容

#### A. 市民公益活動の支援方策

(1) 市民公益活動支援センター（以下、「支援センター」とします）の中間支援組織としての充実

平成23年度より民間委託に切り替えた支援センターは、市民公益活動の拠点であるとともに、その運営を受託する事業者は、市と市民公益活動団体、または市民公益活動団体同士をつなげ、コーディネートし、より効果的な協働を行っていくための中間支援組織として機能することが最も重要な役割であると考えます。

#### 《具体的な施策》

- ① 支援センターのネットワークステーションとしての民間団体の拡大と、公的施設による活動連携施設を増加させていくことで、市民の利用の利便性を高め、団体間のつながりを広げ、中間支援組織としての基盤を強固なものにします。
- ② 市民公益活動団体の発展のために、支援センターの事業として、団体の運営に関するノウハウや各種事業を実施するために役立つ講座等を開催します。また、新規団体の立ち上げ、法人化、活性化、解散等様々な相談に対応します。
- ③ 民間団体となった支援センターが、市内の市民公益活動団体に支えられ、安定的に中間支援組織としての機能を果たしていくためには、独自事業の展開や寄付

によって一定の自己財源を確保していくことも必要となってきます。今後は、委託業務以外のニーズに応じた事業について、利用団体と市民の理解を得ながら寄付の仕組みや収入が確保できる業務を検討していきます。

## (2) 市民公益活動団体情報の収集・活用・広報

情報の収集及び提供は、協働を進めていく上での不可欠の条件です。市民公益活動の先進的な事例や助成金情報などを収集し、市民公益活動に関わっている人、興味・関心を持っている人、これから始めたいと思っている人、まったく関心のない人等、いろいろな立場・考えを持つ市民に対して、積極的に情報を提供し、市民公益活動と協働の進展に役立てることが必要です。

### 《具体的な施策》

- ① 市の広報誌に支援センターとしての情報を掲載し、市民公益活動団体が広く市民に対して呼びかける参加型の講座やイベントの情報を掲載していきます。
- ② 市や支援センターにおいて収集した市民公益活動情報は、支援センターのホームページに掲載するとともに、チラシ等の紙媒体は市内のスーパーや病院、銀行等、人がたくさん集まるスペースに設置して、その周知宣伝に努めます。
- ③ 支援センターニュースを隔月発行し、支援センターの事業報告や各市民公益活動団体の活動内容等を広く市民にPRすることで、市民公益活動に対する市民の関心を促します。

## (3) 市民公益活動を担う人材の育成

市民公益活動の一番の要は人材です。豊富な知識、高度な情報処理能力、卓越したコミュニケーションスキル、そして人と人、団体と団体をうまくマッチングするコーディネーターとして活躍できる人材が市民、職員双方に求められます。特に、地域では高齢化社会を見据えた団塊の世代や男女共同参画の視点からの女性の活躍が期待されます。

### 《具体的な施策》

- ① 支援センターの事業として、団体を運営するリーダーの育成、団体の経理等の担当者の事務レベル向上、団体の広報宣伝のスキルアップ等を目的とした講座等を開催します。
- ② 地域での市民公益活動を担う人材育成のために、現在の出前講座を活用し、必要なメニューを備えた(仮称)とんかつ塾(富田林活き活き塾)を開講します。
- ③ 市職員研修を充実し、市民公益活動団体の活動現場に出向いて実地体験する職員研修も交えて、市職員の協働事業に対する意識啓発を図ります。

- ④ 団体と行政による事務局のあり方については、団体の主体性と自立の観点から、その事業内容や性質を考慮した上で見直します。

## B. 市民との協働の方策

### (1) 地域の主体性と活性化を促進する協働の仕組みの確立

富田林市内の各地域には、町会・自治会やその連合組織、各種協議会・委員会、各種団体、やNPOなどの組織が存在しており、歴史の古い地域もあり、町会・自治会の組織率も他市に比べて高いことから、地域住民の結びつきは比較的強いと考えられます。しかし、近年、少子・高齢化、人口減少等の社会情勢の変化により市民とこれらの団体等との関わりの希薄化が懸念されているところであり、地域コミュニティの在り方と地域の自立や連携が求められています。

このような中で、再び地域社会の活性化を目指して、これまでの行政主体によるまちづくりではなく、市民との協働によるまちづくりに向けて、地域が主体性を持てる新たな仕組みが必要になってきています。市民の参画による計画段階からの市民協働による取り組みを進めることが重要です。

#### 《具体的な施策》

##### ① 地域のまちづくり活性化のための補助金制度の創設

市内の各地域には町会・自治会等の地縁団体やNPO等の各種団体が存在し、よりよいまちづくりのために様々な活動を行っています。これまでもこれらの団体には事業別に様々な補助金や支援制度もありましたが、それぞれ目的や使い方が決められており、地域の事情と工夫による柔軟な活用ができていませんでした。今後、広域的な課題、多種・多様で高度化する市民ニーズを踏まえて、地域の主体性による新たなまちづくり活動と地域の活性化の取り組みを実現する仕組みが必要です。広域的な地域協議会等の設置や連合町会の組織化などの地域コミュニティの再編も視野に入れながら、町会・自治会をはじめとした地域に対する提案型補助金制度を創設し、3年間のモデル事業の後、その実績を踏まえ、すべての地域がこの制度を有効に活用できるよう改善します。

この補助金制度創設にあたっては、対象事業が地域全体の総意に沿っているか、公益性を確保しているか等を検討する、第3者が参加する選定委員会を設置し、市民への情報公開と理解を進めます。

##### ② (仮称) 地域活性化サポート事業の実施

地域での様々な課題や市民ニーズに対応していくためには、新たな補助金の活用も含めた地域の事業展開に応じて、既存制度や人材の活用、組織運営のノウハウなど、専門家によるアドバイスやコーディネートを行う必要があります。加えて、職員の積極的な参加も視野に入れて、地域の主体的なまちづくりをサポート

する（仮称）地域活性化サポート事業について内容を十分検討の上、実施します。

### ③ 広域的地域自治制度の研究（連合町会、すこやかネット、校区福祉委員会、災害時要援護者支援組織等の実態を踏まえて）

本市では平成23年3月に策定された富田林市災害時要援護者支援プランに基づき、災害時の要援護者支援班の体制づくりに取り組んでいます。これらの体制づくりには、これまでの町会や自治会の枠を超えた広域的な組織づくりも必要になってきます。

この課題に限らず、今後の地域の活性化を展望すれば、地域の様々な立場の人の意見を反映し、行政との円滑な協力関係のもとに地域課題を自ら解決していく「新しい公共」の担い手として、広域的な視点による地域自治制度の研究も必要です。

具体的には、連合町会やすこやかネット、地区福祉委員会などの広域的な取り組みを核とし、できるところから意見交換の場（ラウンドテーブル）を設けて、地域の様々な立場の市民の意見を反映しながら、地域自治制度のあり方を研究します。

## （２）協働事業評価制度の実施

富田林市では、第4次総合計画において市民参加と協働の施策を一つの柱としています。

これから実施しようとする事業やこれまでの協働事業についても、市民協働の観点から協働相手の選定や事業形態の選択、協働形態の留意事項等を検証し、協働事業として適正で効率的な行財政運営を行うことを目的に協働事業評価制度を確立し、事業評価を実施して行く必要があります。

### 《具体的な施策》

#### ① 協働事業チェックマニュアルの実用化

第1期において職場で試行実施した協働事業チェックマニュアルについて、試行実施の総括を踏まえ、また市民や市民公益活動団体の意見も反映させながら、効果的な実用化を目指します。また、運用に当たっては常にその効果や基準の妥当性についてチェックし、よりよいものにするために検証を行います。

## （３）指定管理者制度、委託契約制度における市民協働の研究と検討

指定管理者制度については、民間事業者や市民公益活動団体なども管理を行うことができるようになり、団体の持つ特性や専門性を活かし、得意とする分野の施設の管理運営を委ねることで、その施設の機能を十分に発揮させ、市民サービスの向上が図られることから、市民公益活動推進と協働に活かしていくことの検討も必要です。

また、市民公益活動団体との委託契約については、地方自治法や財務規則等の規定に基づきながら、団体の特性を活かし、市民サービスを向上させるという市民協働の観点から内容を検討する必要があります。

#### ＜具体的な施策＞

- ① 市民公益活動支援・協働の視点から、市内の様々な市民公益活動団体が、これまでの活動実績やその団体の持つ特性や専門性を生かして指定管理者として担うことができる施設について研究を行います。
- ② 市民公益活動団体がその施設の指定管理者として相応しいかどうかを選定する場合は、様々な観点からその基準の在り方を検討します。
- ③ 委託契約については、市民公益活動団体が効果的に事業を進めるための事業経費の積算方法の検討、概算払いの実施の検討など、地方自治法の精神を守りながら、財政基盤の弱い市民公益活動団体も参入できる仕組みについて検討します。

#### C. 推進体制について

以上のような計画を実施するために、次のような推進体制を整備します。

##### (1) 市民公益活動推進本部

現在市役所に設置されている市民公益活動推進本部を、引き続き本市の市民協働施策の統括的な本部として機能させます。本部会議では、市民協働施策の全体的な位置づけ、進捗状況について議論します。幹事会では、行政の各現場での協働の実態を踏まえ、計画を推進するための具体的な方策・役割分担について議論します。また、課題に応じて適時研究会を設置し、制度設計等について研究します。なお、研究会においては、市民との合同の意見交換会等も設け、制度に市民の意見が反映されるよう努めます。

##### (2) 市民公益活動推進と協働のための市民会議

現在おこなわれている市民会議については、実施計画の基本的考え方を具体化する方向で委員の人選・公募を行い、本市の市民協働施策に市民の建設的な意見を反映できるようにします。

##### (3) 支援センター登録団体会議等による市民の意見反映と事業評価

平成23年10月に民間委託された市民公益活動支援センターについては、定期的な登録団体会議等の開催により事業への市民の意見の反映と客観的な事業評価に努めます。

#### (4) 市民シンポジウムの開催

市民公益活動推進と協働事業の進展について、広く一般市民や市民公益活動団体に知ってもらい、意見を聞くために毎年シンポジウムを開催します。

#### (5) 町総代会等との連携

地域の活性化とまちづくりの中心の一つとなるのは町会・自治会です。町会・自治会から選出された町総代によって組織された町総代会等とは、事業の協働実施や提案型補助金のモデル事業の推薦など、緊密な連携を図りながらともに市民参加のまちづくりを進めていきます。

#### (6) 富田林市の役割分担

市民公益活動推進指針では、協働によるまちづくりの推進のために、行政職員の協働に対する十分な理解と取り組みの必要性がうたわれています。実施計画を実現するためには、市民協働課を中心に、政策推進課等と十分な連携を取りながら、必要に応じて連絡会議を行うなど、市民公益活動推進本部を通じて各課の役割分担を明確にしながら市役所全体で取り組みます。

## 市民公益活動推進と協働の施策方針策定の経過

### 内 容

平成 17 年 8 月

提言書「富田林市における市民公益活動推進のための支援・協働のあり方と方策」

市民公益活動推進と協働の考え方や支援と協働の枠組みを提示

- ・市民公益活動推進本部の設置
- ・市民公益活動推進と協働のための市民会議設置
- ・職員研修の実施
- ・市民公益活動支援センターの開設
- ・指針策定研究会設置

平成 18 年 9 月

富田林市市民公益活動推進指針  
～市民とのよりよい協働のために～

市民公益活動推進と協働に関する市の方針を決定

- ・市民活動わくわく広場 in とんだばやしの開催
- ・支援センターニュースの発行
- ・支援センターでの講座・相談事業等実施
- ・第 1 期実施計画策定研究会設置

平成 20 年 7 月

富田林市市民公益活動推進指針  
第 1 期実施計画（平成 20 年～22 年）

指針に基づき第 1 期に実施すべき施策を提示

- ・「市民公益活動と市補助金のあり方研究会」「協働事業評価制度研究会」の設置
- ・協働事業チェックマニュアル職場試行
- ・町総代会との連携

平成 24 年 4 月予定

富田林市市民公益活動推進指針  
第 2 期実施計画案（平成 24 年～28 年）

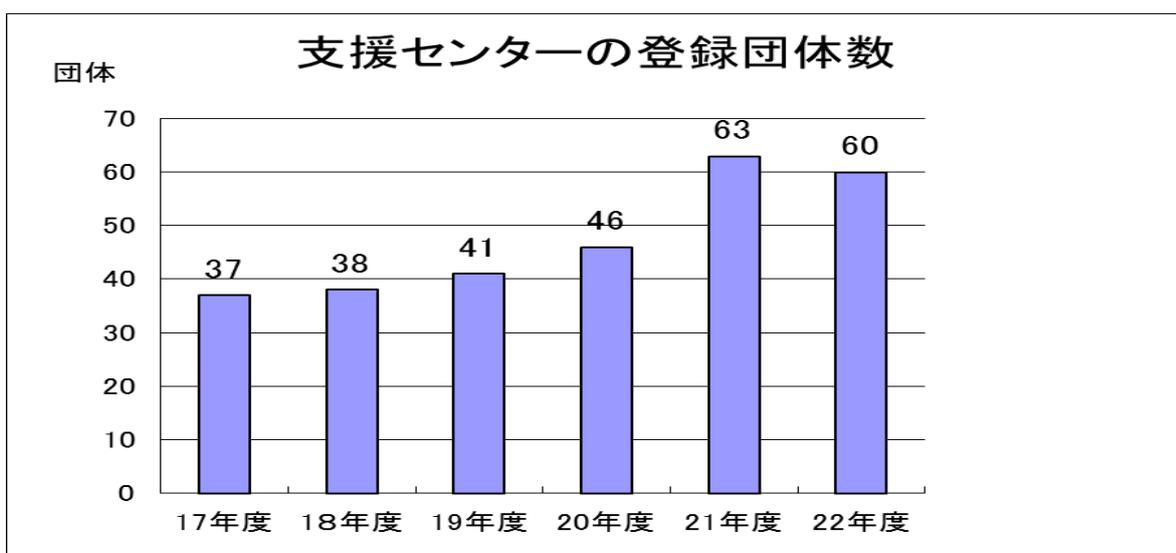
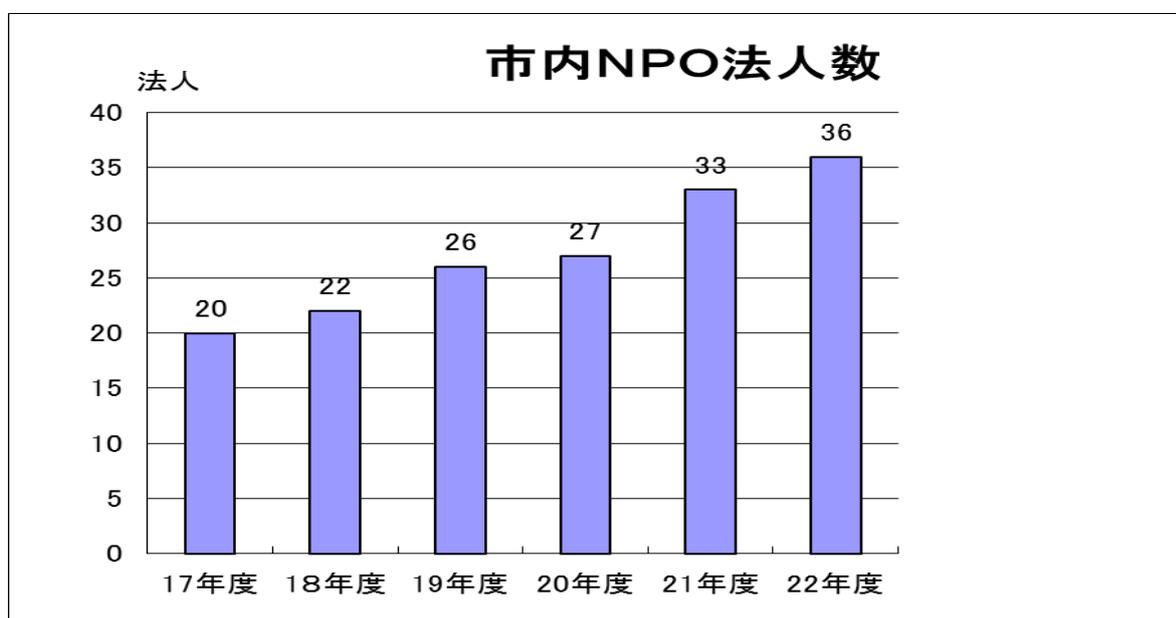
第 1 期実施計画の総括に基づき第 2 期に実施すべき施策を提示

- ・支援センターの中間支援組織としての充実
- ・市民、職員の人材育成
- ・まちづくり活性化のための補助金制度
- ・（仮称）地域活性化サポート事業
- ・協働事業チェックマニュアル実用化

第四次富田林市総合計画（平成十九年～平成二十八年）

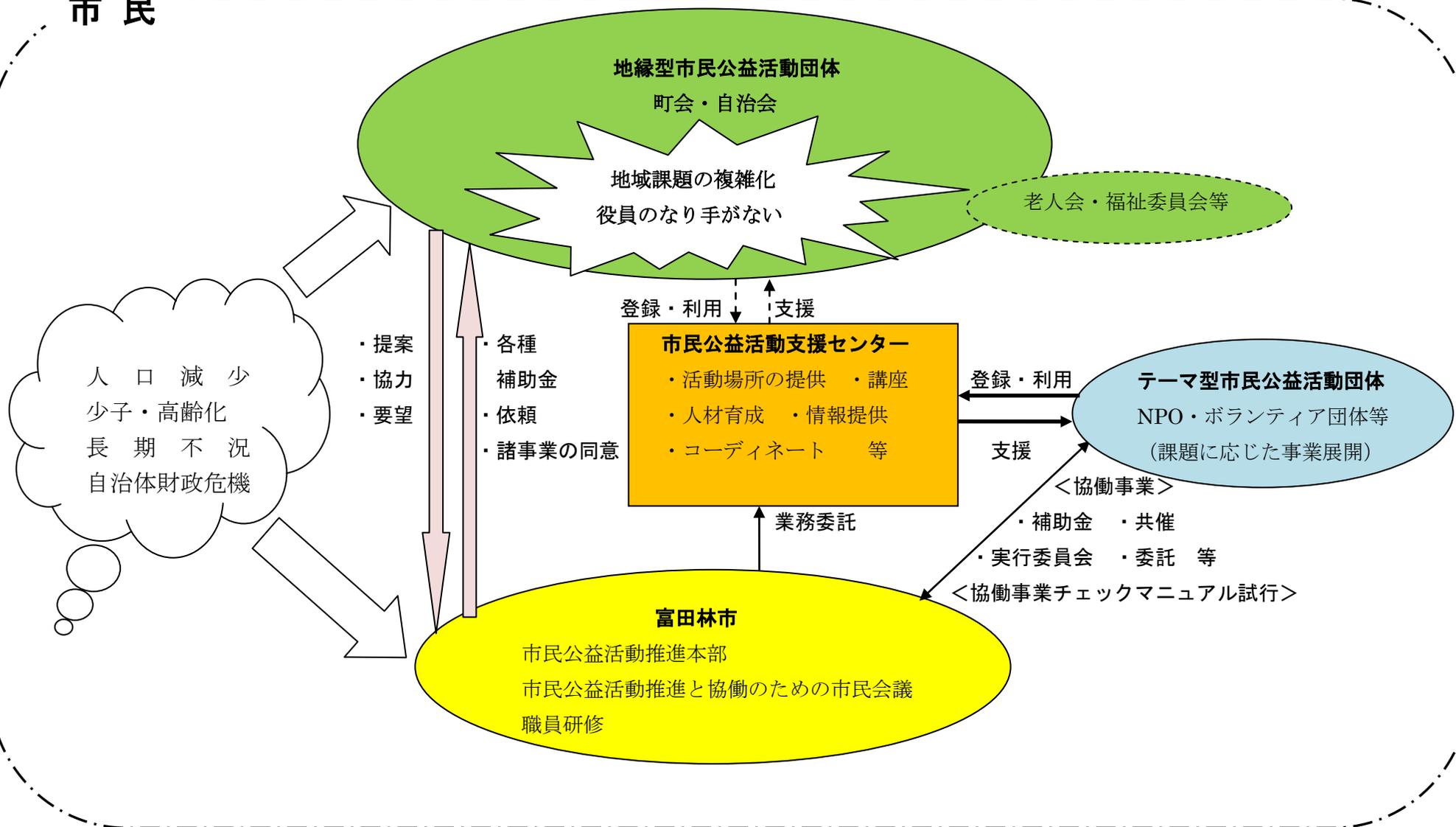
## 富田林市の年齢別人口推移

	総人口	年少者(14歳以下)		生産者(15歳~64歳)		高齢者(65歳以上)	
17年度	124,449	19,253	15%	83,480	67%	21,716	17%
18年度	123,992	18,751	15%	82,519	67%	22,722	18%
19年度	123,058	18,035	15%	81,234	66%	23,789	19%
20年度	122,239	17,433	14%	80,074	66%	24,732	20%
21年度	121,266	16,848	14%	78,801	65%	25,617	21%
22年度	119,004	15,778	13%	76,637	64%	26,589	22%

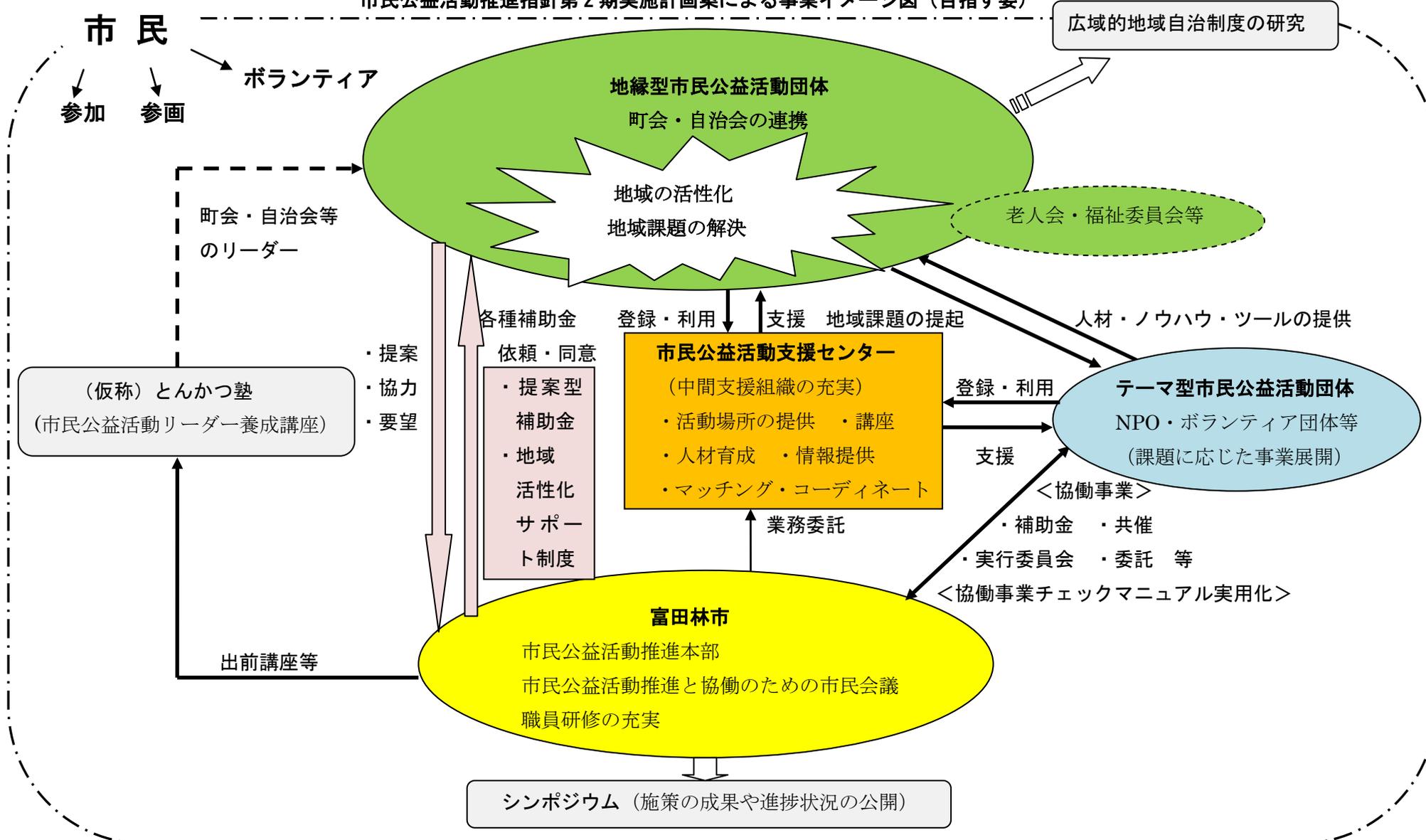


現在の市民公益活動推進と協働の状況

市民



市民公益活動推進指針第2期実施計画案による事業イメージ図（目指す姿）



市民公益活動推進指針第2期実施計画の行程計画表

<付表>

----- 研究・検討期間      - . . . . . モデル事業      → 実施期間

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
A 市民公益活動の支援方策	(1) 市民公益活動支援センターの中間支援組織としての充実										
	① ネットワークステーション、活動連携施設の拡大	→									
	② 支援センターの講座、相談等の充実	→									
	③ 収益事業、寄付受入れの検討・導入	----- ◆ →									
	(2) 市民公益活動団体情報の収集・活用・広報										
	① 広報紙に支援センター情報の掲載	→									
	② 市民公益活動情報の周知拡大	→									
	③ 支援センターニュースの隔月発行	→									
	(3) 市民公益活動を担う人材の育成										
	① 支援センターの団体向け講座等の充実	→									
	② (仮称)とんかつ塾の開講	----- ◆ →									
	③ 市職員研修の充実	→									
	④ 団体事務局のあり方見直し	----- ◆ →									
B 市民との協働の方策	(1) 地域の主体性と活性化を促進する協働の仕組みの確立										
	① 地域のまちづくり活性化のための補助金制度の創設	----- ◆ →									
	② (仮称)地域活性化サポート事業の実施	----- ◆ →									
	③ 広域的地域自治制度の研究	→									
	(2) 協働事業評価制度の実施										
	① 協働事業チェックマニュアルの実用化	----- ◆ →									
	(3) 指定管理者制度、委託契約制度における市民協働の研究と検討										
	① 市民公益活動団体によって担うことができる指定管理施設の検討	----- ◆ →									
	② 市民公益活動団体による指定管理者選定基準の検討	----- ◆ →									
③ 市民公益活動団体との委託契約方法についての検討	----- ◆ →										